

草津市立市民総合交流センター等指定管理者

募 集 要 項

草津市まちづくり協働部 まちづくり協働課

目次

1	対象施設の概要	3
2	指定管理者が行う業務	4
3	指定予定期間	4
4	管理運営方針	4
5	応募資格	5
6	欠格事項	7
7	草津市が支払う指定管理料	7
8	賃金水準の変動への対応	8
9	申請の手続き	8
10	事業計画	9
11	審査および選定に関する事項	12
12	市議会の議決	13
13	業務の範囲および基準に関する事項	13
14	事業報告等の基準	14
15	事業の評価	15
16	個人情報の保護	16
17	リスク管理、責任分担に関する事項	16
18	事業の継続が困難となった場合の措置	16
19	協定に関する事項	17
20	業務を実施するにあたっての留意事項	18
21	その他の事項	18

別紙1 提出書類一覧

別紙2 プレゼンテーション実施要領

草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項

令和9年4月から指定管理者による管理を予定しています「草津市立市民総合交流センター」および「草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場」（以下「施設」という。）について、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を下記のとおり募集します。

記

1 対象施設の概要

建物全体の名称	草津市立市民総合交流センター	草津市立市民総合交流センター 自転車自動車駐車場
所在地	草津市大路二丁目1番35号	草津市大路二丁目1番36号
敷地面積	6, 500. 48 m ²	
建築面積	1, 433. 09 m ²	2, 276. 92 m ²
構造	鉄骨造地上6階	鉄骨造地上4階
施設全体の延床面積	7, 090. 00 m ²	7, 427. 49 m ²
指定管理業務の対象 となる延床面積	交流センターの専有部分および専用使用部分 1階 131. 90 m ² 2階 155. 90 m ² 3階 288. 50 m ² 4階 422. 80 m ² 5階 530. 70 m ² 6階 537. 50 m ²	自動車駐車場の専有部分 1階 186. 36 m ² 2階 1, 883. 79 m ² 3階 1, 675. 55 m ² 4階 1, 675. 55 m ² 屋上 1, 397. 06 m ² 平面自転車駐車場 110. 40 m ²
施設内容	大会議室、高質会議室、多目的室（3部屋）、中会議室（2部屋）、小会議室（11部屋）、和室、調理室、更衣室、倉庫、1階～5階交流スペース	自走式立体駐車場164台 平面自転車駐車場 自転車 92台 バイク・二輪自動車 15台
開館時間	午前8時～午後10時 ※貸会議室の使用時間は午前9時～午後9時	午前0時～午後12時 自走式立体駐車場の入出庫の取扱い時間は、午前8時～午後10時
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）	—
法令の規定	地方自治法、草津市立市民総合交流センター条例（令和2年草津市条例第21号）、草津市立市民総合交流センター条例施行規則（令和3年草津市規則第3号）、草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例（令和2年草津市条例第22号）、草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例施行規則（令和3年草津市規則第4号）	

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営および維持管理に関すること。
- (2) 草津市立市民総合交流センター条例第1条および草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。
- (3) 草津市立市民総合交流センター等指定管理者業務仕様書に記載する業務に関すること。

3 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年）

ただし、この期間は市議会での議決により確定することとなりますので注意してください。

4 管理運営方針

(1) 運営方針

施設の運営方針は、次のとおりです。運営はこの方針に基づき行っていただきます。

「市民（団体、企業等を含む。以下同じ。）と行政が、互いに交流し、協働することにより、社会的、公益的なまちづくり活動を推進するとともに、草津市立市民総合交流センター条例第3条第1項各号に掲げる機能が相互に連携することにより、多様な市民活動の展開を支援し、それらの活動の連携および市民交流を促進するために、草津市立市民総合交流センターを設置する。」（草津市立市民総合交流センター条例第1条）

「草津市立市民総合交流センターを利用する者その他市民の利便に資するために、草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。」

（草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例第1条）

(2) 管理の基準

施設の運営に当たっては、下記の管理の基準を守っていただきます。

- ① 平等な利用の確保
- ② 施設等の適切な維持管理
- ③ 市民総合交流センターおよび市民総合交流センター自転車自動車駐車場の効用の最大限の発揮
- ④ 施設管理経費の縮減
- ⑤ 個人情報の保護
- ⑥ 情報公開に関する措置
- ⑦ 利用者の意見の反映
- ⑧ 関係法令の遵守および利用者の安全確保
- ⑨ 行政、公共的団体等との連絡調整
- ⑩ 年度ごとの事業計画書および事業報告書の作成
- ⑪ 人権・同和問題に対する取り組み、公平公正な雇用、環境負荷の低減に対する取り組みなどの社会的価値の実現

(3) キラリエ草津管理組合について

キラリエ草津管理組合（以下、「管理組合」という。）とは、区分所有建物の管理運営を行う組織であり、市と草津商工会議所、芙蓉総合リース㈱の3者を構成員としています。管理組合は、施設の設備点検や衛生管理、施設警備等を行い、市は管理組合からそれらの費用

の請求を受けて、管理組合負担金として支払っています。

指定管理者においては、指定管理負担金を市が一括して支払うため指定管理者の費用負担は発生しませんが、施設の維持管理等において必要に応じて連携して施設の維持管理に努めてください。このことから、一部の施設の設備点検や衛生管理、施設警備、光熱水使用量の計測等の業務を行う必要はありません。

(管理組合負担金の内容)

- ・施設全体に共通となる維持管理費用（機械警備費用 等）
- ・施設の内、管理組合で管理する下記共用部分の維持管理にかかる費用

全体共用部分	土地、街灯、植栽などの外構部分の諸施設 電気設備、給水設備、排水設備、消防、防災設備 等
草津市立市民総合 交流センター共用部分	くさつプロムナード、風除室、エレベーター、廊下、階段、守 衛・管理室、各階トイレ、自動ドア、メールボックス、電気設 備、給水設備、排水設備、消防・防災設備、屋外避難階段、内外 壁、屋根、各種配線配管 等
草津市立市民総合 交流センター自転車自 動車駐車場共用部分	風除室、エレベーター、エレベーターホール、階段、自動ドア、 電気設備、給水設備、排水設備、消防・防災設備、外壁、屋根、 各種配線配管 等

(4) 入居者について

令和8年度における施設に入居する団体や組織は下記のとおりです。

MERCI CAKE、草津市立北部子育て支援拠点施設（ココクル♥ひろば）、草津商工会議所、草津市立人権センター、草津市立少年センター、社会福祉法人草津市社会福祉協議会※、一般社団法人草津栗東医師会、一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会、一般社団法人びわこ薬剤師会、大阪税関京都税関支署滋賀出張所、草津市立男女共同参画センター、公益財団法人草津市コミュニティ事業団※、株式会社平和堂フレンドマート草津大路店

※市の指定する中間支援組織（社会福祉法人草津市社会福祉協議会および公益財団法人草津市コミュニティ事業団）

中間支援組織とは、草津市協働のまちづくり条例第2条第1項第7号に規定されるまちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市の間に立って協働によるまちづくりを推進する組織のことです。

同条例第22条に基づき、市は公益財団法人草津市コミュニティ事業団および社会福祉法人草津市社会福祉協議会を中間支援組織として指定しています。

5 応募資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）で、草津市立市民総合交流センターの管理運営を行ううえで必要な人的構成および財産的基礎を有しており、次のすべての要件を満たす者としません。（個人での応募は不可）

(1) 団体またはその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

- ① 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- ② 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過し

ない者

- ③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ⑤ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行う者
 - ⑦ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑧ 次に掲げる税等を滞納している者
 - ・ 所得税または法人税
 - ・ 消費税
 - ・ 本市の市税
 - ・ 本市の水道料金および下水道使用料
 - ⑨ ①から⑧までに準ずる行為その他不正な行為により、公序良俗に反すると認められる者
- (2) 役員等（法人または法人以外の団体の代表者または役員をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - ② 次に掲げるいずれかの暴力団関係者
 - ア 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - イ 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - ウ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ 暴力団、暴力団員またはアからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (3) 団体（組合含む）またはグループ応募の何れかの団体が次の要件を満たすこと。
- ① 貸館および維持管理の運営について、2年以上の実績があること。
 - ② 有料自動車駐車場等の管理および運営を安全かつ円滑に行うことができると認められる団体であること。
 - ③ 草津市立市民総合交流センター条例第1条の設置目的を達成するための業務を円滑に行うことができると認められる団体であること。
 - ④ ①②③に定めるもののほか、各種法令違反の事実がないこと等、施設の管理運営を行うに足りる信用を有すると認められること。
- 複数の団体での共同による応募（以下「グループ応募」という。）の場合には、代表団体を選定してください。（他の団体は構成団体とします。）

グループ応募の構成団体は、他のグループ応募の構成団体となり、または単独で申請を行うことはできません。

6 欠格事項

団体が次の要件に該当する場合は、その団体を選定審査の対象から除外します。なお、グループ応募の場合は、構成団体のいずれかが次の要件に該当する団体についても、選定審査の対象から除外します。

- (1) 複数の提案書類を提出した場合
- (2) 申請者および申請者の代理人ならびにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合もしくは指定管理者選定評価委員会委員に個別に接触した場合
- (3) 申請書類に虚偽または不正があった場合
- (4) 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (5) 申請書類提出後に事業計画の変更をした場合
- (6) 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準または草津市物品等の指名停止等に関する基準に基づき、草津市が発注する契約にかかる指名を停止されている場合
- (7) その他不正な行為があった場合

7 草津市が支払う指定管理料

草津市が支払う指定管理料は、会計年度（４月～３月）ごとに予算の範囲内で支払います。具体的な支払い時期は、協議のうえ決定しますが、原則実績に応じた後払いを予定しております。なお、支払い方法は口座振込によることとし、専用の口座に振り込みます。

提案額は、下記に示す上限額以下としてください。

令和９年度上限額 ５６，５３６千円

令和１０年度上限額 ５６，５３６千円

令和１１年度上限額 ５６，５３６千円

令和１２年度上限額 ５６，５３６千円

令和１３年度上限額 ５６，５３６千円

※上記上限額については、消費税額を１０％としていることから、税制改正等が実施された場合には、その時点の税率による金額に変更するものとします。

指定管理料を算出する基礎となる維持管理経費には、人件費、事務費、光熱水費、修繕料、備品購入費、負担金等維持管理に係る経費のすべてを含むものとし、指定管理料は事故および自然災害等の特別な場合を除き原則として増額しませんので、事業計画および収支計画立案の際には御注意ください。ただし、維持管理経費のうち修繕料、備品購入費および草津駅前地下駐車場駐車券購入費については予算をそれぞれ７００千円、５００千円、５２０千円として精算を行いますので、修繕料７００千円、備品購入費５００千円、草津駅前地下駐車場駐車券購入費は５２０千円として提案してください。詳細については、「１７ リスク管理、責任分担に関する事項」を御覧ください。

指定管理料は、提案された金額を基に、草津市と指定管理者の候補者との間で協議のうえ決定しますので、提案額がこれらの上限額以下であってもこの支払が保証されるものではありません。また、指定予定期間中は、毎年度、草津市と指定管理者で協議を行い、更新することとします。

施設や付属設備の使用料は、草津市の歳入として、草津市に納付していただくこととしており、指定管理者の収入にはなりません。

※災害その他公益上の理由により施設を閉館または事業を中止もしくは縮小した場合は、草津市は指定管理者に対して当該閉館または中止もしくは縮小に伴う指定管理料の不用額について報告を求め、原則、この報告に基づき当初の指定管理料から不用額を減額するものとします。

8 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下同じ。）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映されます（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます。）。また、その際、初年度の人件費の増減1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります（以下この仕組みを「賃金スライド制度」という。）。

申請団体については、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入の上、公の施設の指定管理者指定申請書に併せて提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますので御留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、市ホームページの「草津市指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」を参照してください。【トップページ → 市政情報 → 政策 → 指定管理者制度】

9 申請の手続き

(1) 募集要項および仕様書の配布

配布日時 令和8年7月21日（火）から8月24日（月）までの平日
午前9時00分から午後4時45分まで

配布場所 草津市まちづくり協働部 まちづくり協働課（草津市役所2階）

募集要項等は草津市のホームページからダウンロードすることができます。

(2) 現地説明会

開催日時 令和8年7月30日（木） 午前10時から1時間程度

集合場所 草津市立市民総合交流センター1階ロビー

申込方法 参加を希望される場合は、参加申込書（様式VI-1）を記入の上、郵送もしくはFAX・メールでお申込みください。（令和8年7月28日（火）正午必着）
参加人数は1団体につき2人までとします。

(3) 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

(4) 提出部数

正本1部、写し7部に加え、正本をPDFデータ化したものを格納したCD-Rを1枚提出してください。

(5) 提出期間

令和8年8月18日（火）から8月24日（月）までの平日

午前9時00分から午後4時45分まで（必着）

(6) 提出方法

下記提出場所まで申請書類一式を郵送または持参ください。

(7) 提出場所および問合せ先

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市まちづくり協働部まちづくり協働課（草津市役所2階）

電 話 077-561-2337（直通）

FAX 077-561-2482

電子メール machi@city.kusatsu.lg.jp

(8) 質疑および回答

この要項に関する質疑および回答は、次のとおり行います。

① 質疑の資格者

本要項中「5 応募資格」を満たす者とします。

② 質疑の方法

質疑の方法	受付期間および受付場所等
様式VI-2に質疑の要旨を簡潔にまとめ、次の方法のいずれかにより提出してください。	① 受付期間 令和8年7月31日（金）から8月7日（金）までの平日 午前9時00分から午後4時45分まで（必着）
① 持参	② 受付場所 草津市まちづくり協働部まちづくり協働課 （草津市役所2階）
② 郵送	※ 受付期間外の提出および適正な手続きによらない照会（口頭、電話等）には回答しません。
③ FAX	なお、グループ応募の場合には、代表団体がとりまとめのうえ、質疑を行うようにしてください。
④ 電子メール	

③ 回答

質問は、令和8年8月18日（火）までに草津市ホームページにおいて回答します。

(9) 申請に要する費用

申請者がこの募集要項に基づき応募する際に要する費用については、すべて申請者の負担により行ってください。

10 事業計画

(1) 運営上の基本方針

「4 管理運営方針」を踏まえ、施設の機能をより効果的に発揮するため、実施事業、施設の管理、経営理念等についての基本方針を示してください。

① 総合的な基本方針

② 貸館事業、自転車駐輪場、自動車駐車場事業を行っていくうえでの基本方針

③ 草津市立市民総合交流センター条例第1条の設置目的を達成するための事業を行っていくうえでの基本方針

- ④ 管理・運営業務を行っていくうえでの方針
- ⑤ 収入確保、コスト削減、環境負荷低減などの経営方針
- ⑥ ゼロカーボンシティ、健幸都市くさつの推進のための取り組み

(2) 事業等実施計画

- ① 施設の利用件数、稼働率について、指定期間中の目標値を設定するとともに、その考え方を示してください。また、目標を実現するために、どのような取り組みを行うのか示してください。

【過去の利用状況】

	貸会議室利用実績		
	開館日数	稼働率	利用件数
令和6年度	359 日	63 %	10,835 件
令和7年度	359 日	64 %	10,921 件

【各会議室の稼働率実績】

年度	101 会議室			102 会議室	
R6	75%			83%	
R7	77%			82%	
年度	201 会議室	202 会議室	203 会議室	204 会議室	205 会議室
R6	80%	71%	69%	60%	72%
R7	84%	74%	70%	60%	71%
年度	301 会議室		302 会議室		303 会議室
R6	64%		63%		62%
R7	64%		68%		61%
年度	401 会議室		402 会議室	403 会議室	和室
R6	67%		64%	59%	50%
R7	65%		59%	63%	53%
年度	501 会議室	502 会議室	503 会議室	504 会議室	調理室
R6	74%	62%	48%	63%	22%
R7	70%	58%	51%	62%	26%
年度	大会議室				
R6	53%				
R7	61%				

- ② 草津市立市民総合交流センター条例第1条の設置目的を達成するための業務（「13 業務の範囲および基準に関する事項」に記載）について、各業務ごとに指定予定期間中の目標を設定するとともに、目標を実現するために、どのような取り組みを行うのか具体的に示してください。

市の指定する中間支援組織との連携の具体的な内容については、先に中間支援組織と調整ができた内容を記載することとし、必須項目とします。

【過去の状況】

	キラリエサポーター登録団体数	入居者会議開催回数
令和6年度	107団体	12回
令和7年度	100団体	12回

※令和8年度キラリエサポーター登録団体（令和8年6月時点）は参考資料1の通りです。

- ③ 草津市立市民総合交流センター条例第1条の設置目的を達成するための業務のうち、提案事業の内容について具体的な提案を示してください。

イベントの企画から実施までのスケジュール、入居団体およびキラリエサポーターとの連携方法については必須項目とします。

(3) 施設の運営体制および組織

① 運営組織の構造

施設を運営する組織図を示してください。委託を予定している部門については、その旨組織図のなかで示してください。その組織の特色についても説明してください。

組織図に記載された職員の雇用形態、勤務体制（勤務時間、休日設定など）を示してください。また、緊急事態への対応、個人情報の保護体制についても記入してください。

② 人材の配置

職員について職能ごとに分類し、それぞれの職種ごとに業務内容、必要な職能（資格、技能）を示してください。

予定している施設管理責任者（館長）および企画・広報担当者の経験および実績を示してください。また、人材育成計画や職員の研修計画（人権研修、ISOのマネジメントシステムに関する研修等も含むものとしします。）についても示してください。

③ 施設の維持管理

施設の保守管理および清掃業務等の維持管理業務で、外部に委託する場合は、それらの業務の内容および委託先選定方法などを含めた外部委託の考え方も示してください。

(4) 収支計画

各年度の収支計画を作成してください。収支計画のなかで、市からの指定管理料およびその算出の基礎となる維持管理にかかる経費については、明確に示しておいてください。なお、提案される収支計画については、経費の縮減が図られ、かつ、収支が適正でバランスがとれている必要があります。

※人件費については、指定管理業務に係る人件費と自主事業に係る人件費を分けて記載してください。（賃金スライド制度において、自主事業にかかる人件費は対象外のため。）

(5) その他の提案

使用許可の受付は、大会議室は12月前の日から前日まで、その他の会議室は6月前の日から前日までとしています。利用者に対するサービス向上が図られる提案があれば示してください。草津市の各課、市民総合交流センターの入居者、キラリエサポーターからの申請等に基づく使用の場合は、上記受付期間より前の予約を可能としてください。

上記以外の項目で、施設の管理運営に当たり、計画している企画等があれば提案してください。

なお、別紙1提出書類一覧「Ⅲ 事業運営に関する計画」に掲げる提出書類については、事業者決定後、市ホームページで公開します。

11 審査および選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の候補者の選定に当たっては、有識者等で構成する草津市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、下記基準により総合的に判断するものとします。

評点項目	評価の視点
申請者の状況	組織の安定性 (10点)
	管理運営業務の適性 (15点)
事業運営に関する計画	施設運営の考え方 (20点)
	サービス提供体制 (35点)
	サービスの質の確保 (25点)
	防災対策と災害時の対応 (15点)
	個人情報保護対策 (5点)
	ゼロカーボンシティ、健幸都市くさつの推進に向けた取り組み (5点)
提案事業（自主事業含む）	交流の場の提供 (35点)
経営に関する計画	中長期的な経営方針 (15点)
	運営経費の考え方 (20点)

(2) 選定方法

委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定します。選定にあたり、令和8年9月8日に申請者によるプレゼンテーション（別紙2：草津市文教施設・産業振興施設選定評価委員会プレゼンテーション実施要領のとおり）を実施しますので必ず出席してください。（ただし、災害その他やむを得ない事情が生じた場合は、プレゼンテーション、質疑その他の委員会の審議を書面等の方法で実施する場合があります。）

結果については申請者全員（グループ応募の場合は代表団体）にお知らせします。選定結果および委員会の議事概要は公表します。（選外であった場合でも、応募者の名称および審査における採点結果、順位等を公表する場合があります。）

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者の候補者に事故があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者の候補者を選定することがあります。

委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聴くことがあります。

12 市議会の議決

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法に基づき、市議会に候補者を指定管理者とする議案を提出し、議決を受けることになります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合および否決された場合においても、候補者が本件に関して支出した費用については、候補者の負担とします。

13 業務の範囲および基準に関する事項

(1) 貸館等の運営に関する業務

貸館事業については、以下の点に留意し、実施することとします。業務の詳細は仕様書によるものとします。

- ① 使用時間および休館日
- ② 使用許可申請の受付、承認
- ③ 施設使用申請受理後の対応
- ④ 使用料の減免等
- ⑤ 使用料の徴収
- ⑥ 草津市各課および市民総合交流センターの入居者の貸館の利用等
- ⑦ 選挙時対応について
- ⑧ 施設予約システム等について
- ⑨ 音響・照明等の使用方法について

(2) 自転車・自動車駐車場の運営に関する業務

自転車・自動車駐車場事業については、以下の点に留意し、実施することとします。業務の詳細は仕様書によるものとします。

- ① 管理設備等
- ② 使用時間および休館日
- ③ 使用の制限に関する事項
- ④ 使用料と減免
- ⑤ 使用料の徴収
- ⑥ 日常業務
- ⑦ 駐車場点検等業務

(3) 草津市立市民総合交流センター条例第1条の設置目的を達成するための業務

施設の設置目的を踏まえ、下記に掲げる業務を実施することとします。なお、業務の実施にあたっては、市の指定する中間支援組織と調整のうえ、連携を行うこととします。（一部委託することも可能。）

また、役割分担等についてはその都度中間支援組織と協議を行うこととします。業務の詳細は仕様書によるものとします。

- ① 施設利用者相互の交流の促進に関すること
- ② 施設の情報発信に関すること
- ③ 提案事業
- ④ その他市長が必要と認めること

(4) 施設および設備・備品等の維持管理に関する業務

指定管理者は施設および設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、下記の管理基準により、効果的、効率的な施設管理を実施することとします。

なお、実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとします。（業務委託による場合は、委託先が必ず免許等を有していること。）業務の詳細は仕様書によるものとします。

- ① 建築物の維持管理業務
- ② 設備機器の維持管理業務等
- ③ 設備機器の保守管理業務
- ④ 設備機器の運転操作および監視業務
- ⑤ 備品等の保守管理
- ⑥ 備品購入の協議
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 施設保全業務
- ⑩ 防火管理
- ⑪ 各種公共料金やリース料等の支払いについて
- ⑫ リスク管理、責任分担について
- ⑬ その他

(5) その他共通事項

指定管理者は、貸館等の運営に関する業務および自転車・自動車駐車場の運営に関する業務、草津市立市民総合交流センター条例第1条の設置目的を達成するための業務、施設および設備・備品等の維持管理に関する業務に共通する下記の事項に関して、効果的、効率的な維持管理業務を実施することとします。業務の詳細は仕様書によるものとします。

- ① 苦情の対応について
- ② 開館準備について
- ③ 緊急時の対応
- ④ 接遇
- ⑤ その他

14 事業報告等の基準

(1) 事業計画の確定

翌年度以降の詳細な事業計画については、年度ごとに市と協議し、前年度の9月末までに確定してください。

(2) 事業報告書の提出

毎事業年度終了後の5月31日までに下記の事項を記載した前年度分の事業報告書を作成し、提出してください。

- ① 業務実績および利用状況
- ② 使用料の収入実績、減免の実績
- ③ 維持管理経費の収支状況
- ④ 施設の保全状況（修繕実施状況を含む。）
- ⑤ 指定管理者団体の財務諸表等、経営の状況を示す書類（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書、附属明細書、キャッシュフロー計算書、主な資産および負債の内容（財産目録）、監査報告書等）

※経営の状況を示す書類を確認した結果、市が必要があると認めた時は、指定管理者に対して経営状況に関するヒアリングの実施および納税証明書等の提出を求める場合があります。

(3) 業務報告書の提出

次の各号の事項を記載した書類を指定期日までに提出してください。

- ① 職員名簿および業務分担表 毎年4月1日
- ② 職員の勤務予定表 前月末
- ③ 使用料等の収支報告 翌月末日
- ④ 施設利用状況報告 翌月末日
- ⑤ その他市が指定する事項 市の指定する期日

(4) その他

市との連絡調整会議を開催してください。（月1回程度）

15 事業の評価

(1) 自己評価の実施

利用者等から、施設運営に関する意見を聴取するためのアンケート調査等を定期的実施してください。

指定管理者は、毎年度終了後、別に定める草津市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき指定管理者事業評価書（以下「事業評価書」という。）等により自己評価を行い、「14 事業報告等の基準」「(2)事業報告書の提出」に基づき提出する事業報告書と併せて提出してください。

(2) 草津市の評価

指定管理者から提出された事業評価書に基づき指定管理者が行う事業を評価し、その結果を委員会に報告します。

評価の結果を、事業評価書により公表します。

(3) 委員会の評価

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に定める委員会による評価を実施する際は、現地視察の受け入れ、評価に必要な書類の提出等について協力してください。

(4) 是正勧告

利用者アンケート等の結果、毎年の事業報告書・事業評価書および事業進捗状況報告書等

に基づき、業務内容に改善が必要と認める場合は、市はそのつど立入調査、協議のうえ、指定管理者に対して業務改善勧告、是正勧告等を行います。

なお、是正勧告等によっても改善がみられない場合、および指定管理者の業務が、この募集要項で示す業務の基準を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことができるものとします。

(5) 業務不履行時の処理

- ① 管理運営業務が業務要求水準を満たしていない場合または使用団体が施設を利用するうえで明らかに利便性を欠く場合、市は指定管理者に対して改善の指示を行うことができるものとします。
- ② 市は、指定管理者が指示に従わないときはその指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができるものとします。

16 個人情報の保護

指定管理者は、草津市個人情報保護法施行条例の規定を遵守し、施設の管理運営上知り得た個人情報適切に保護する必要があります。個人情報の適正な取り扱いの具体的内容等については、別途協定で定めるものとします。

17 リスク管理、責任分担に関する事項

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕は指定管理者の責任とします。修繕については、原則として1件250千円を超えるもの、備品購入については、原則として1件30千円を超えるものについては、市と協議を行うものとします。維持管理経費のなかで、修繕料700千円、備品購入費500千円、地下駐車場駐車券購入費は520千円と定めます。年度終了後に実績を報告していただいて精算を行います。この場合において、市の承認を得て予算額を超えて執行した場合は、指定管理料に追加措置を検討します。

施設の管理業務に際し、事故や火災等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告し、その指示に従うものとします。

18 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定管理者が次のいずれかに該当し、業務の継続が困難になった場合は、指定を取り消すことができるものとします。この場合、市に生じた損害は基本協定書に定める違約金の規定に基づき指定管理者が市に賠償するものとします。

- ① 指定管理者の指定後、市と指定管理者が締結する協定に違反したとき。
- ② 業務の内容が著しく不相当と認められるとき。
- ③ 地方自治法第244条の2第10項の規定による市の報告の要求または調査に対して、これに応じず、または虚偽の報告をし、もしくは調査を妨げたとき。
- ④ 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
- ⑤ 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、草津市立市民総合交流センター条例、草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例またはこの協定に定め

る規定に違反したとき。

- ⑥ 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定により明示する申請資格を失ったとき。
- ⑦ 申請の際に提出した書類の内容に、指定を受ける目的を持って虚偽の記載をしたと認められることが判明したとき。
- ⑧ 差押、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てまたは租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- ⑨ 破産、会社整理、会社更生もしくは民事再生手續その他これらに類する手續の申し立てをし、または申し立てをされたとき。
- ⑩ 指定管理者の経営状況の悪化（国税（法人税および消費税）または市税の滞納がある等）等により管理業務を行うことが不可能または著しく困難になったとき。
- ⑪ 組織的な非違行為が行われていた場合など、受注者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- ⑫ 次のいずれかに該当すると認められるとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人もしくは法人以外の団体の代表者もしくは役員または指定管理者の経営に事実上参加している者をいう。ウにおいて同じ。）が、法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 役員等が、次に掲げるいずれかの暴力団関係者であると認められるとき。

（ア） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

（イ） 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

（ウ） 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（エ） 暴力団、暴力団員または（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- ⑬ その他指定管理者が施設の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力等、市および指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができるものとし、必要に応じて指定管理料の精算を行うものとします。

19 協定に関する事項

市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

20 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施することとします。

- (1) 地方自治法、草津市立市民総合交流センター条例および同施行規則並びに草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例および同施行規則の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた管理運営を行うこととします。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしてはいけません。
- (3) 市と連携を図った運営を行うこととします。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこととします。
- (5) この募集要項、仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容および処理について定めのない事項または疑義が生じた場合については、市と協議し決定することとします。

21 その他の事項

- (1) 条例等で定めている業務以外で使用する場合の取扱い（目的外使用許可）
自動販売機、公衆電話などを設置する場合は、市に目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けなければなりません。
 - ① 自動販売機等の設置
目的外使用許可申請に基づく許可を得て、新たに自動販売機・公衆電話などを設置する場合、その費用は指定管理者が負担するものとし、利用収入は指定管理者のものとし、ます。
なお、自動販売機の電気代は設置者から市に納入するものとし、ます。
 - ② 目的外使用許可の現状
自動販売機については6台設置されています。（指定管理者でない事業者からの申請による。）
- (2) 業務の引継ぎについて
指定期間終了もしくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について無償で提供していただきます。

提出書類については、ページ番号(通し番号)を付し、書類No.ごとにインデックスをつけること。
また、提出書類をPDF化したデータ(CD-R)についても併せて提出すること。

I 事業者の概要・財務状況等

書類No	提出書類	主な記載内容	部数	
			正本	写し
I-1	申請書	(1) 指定管理者指定申請書 [様式 I-1-(1)]	1	7
		(2) 指定管理者指定申請者連絡先 [様式 I-1-(2)]	1	7
		(3) グループ構成員表 [様式 I-1-(3)]	1	7
		* グループで申請する場合のみ提出すること		
I-2	事業者の概要	(1) 沿革 [様式任意] * 既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの	1	7
		(2) 代表者の履歴 [様式任意]	1	7
		(3) 役員名簿 [様式任意] * 既存のものでも可。ただし、他法人の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載する	1	7
		(4) 団体の概要 [様式任意] * 既存のものでも可	1	7
		(5) 団体運営に関する資料 [様式任意] * 経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などがわかる資料を添付する	1	7
		(6) 監査指摘等の状況 [様式任意] * 過去3年間の法人監査指摘状況および改善状況をすべて記載する	1	7
I-3	定款	最新のもの [様式任意]	1	7
I-4	法人登記事項証明書	現在事項全部証明書 応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの	1	7
I-5	印鑑証明書	応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの	1	7
I-6	決算書等	(1) 最近3年間の決算書類 [様式任意] * 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式および決算附属明細表	1	7
I-7	納税証明書等	令和8年4月1日以降に発行された直近2年分の原本 ア 国税(法人税及び消費税) 未納のないことの証明書 イ 市税(本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税)	1	7

Ⅱ 現在実施している貸館等運営事業の状況（運営を受託している事業を含む）

書類No	提出書類	主な記載内容	部数	
			正本	写し
Ⅱ－１	現在運営している施設の実績	現在運営している施設事業における実績について記載する〔様式任意〕 ＊ 事業の特徴等を含む運営実績、パンフレット等があれば添付する	1	7
Ⅱ－２	その他類似事業等の実績	その他類似事業等の実績について記載する〔様式任意〕 ＊ 事業の特徴等を含む運営実績、パンフレット等があれば添付する	1	7

Ⅲ 事業運営に関する計画

※この項目は、指定管理者に選定された後、一部を除き、市ホームページに公開します。（非公開部分については、指定議決後、事業者と市で調整のうえ決定します。）

書類No	提出書類	主な記載内容	部数	
			正本	写し
Ⅲ－１	事業計画	施設運営の方針および実施計画〔様式任意〕 (1) 運営上の基本方針 ＊ 募集要項 9 頁 10 事業計画（1）運営上の基本方針に定める項目毎に記載すること。 (2) 事業等実施計画 ＊ 募集要項 10 頁 10 事業計画（2）事業等実施計画に定める項目毎に記載すること。	1	7
Ⅲ－２	職員配置	職員配置の考え方〔様式任意〕 ＊ 職種別の職員数、経験年数、兼務等の職員配置の考え方を具体的に記載すること	1	7
Ⅲ－３	人材確保・育成	〔様式任意〕 (1) 人材確保・採用計画の考え方 (2) 人材育成・研修体制の考え方 (3) その他	1	7
Ⅲ－４	職員の労働条件	(1) 就業規則（案）（給与規定含む） (2) 雇用契約書（案）	1	7
Ⅲ－５	サービスの質の確保・向上に関する考え方	サービスの質の確保と向上〔様式任意〕 ＊ 適切なサービスの検討・評価・反映の方法および標準化の方策、利用者の意見の聴取と反映、外部評価とその反映方法、事業者の自己情報の開示など	1	7
Ⅲ－６	サービスの提供内容について	使用受付、利用案内、施設において、どのようなサービスを提供するかを具体的に記載する〔様式任意〕	1	7
Ⅲ－７	危機・安全管	苦情対応や事故防止、災害への防止策および対応策等、危	1	7

	理に関する考え方	機・安全管理に関する考え方を記入〔様式任意〕		
Ⅲ－８	個人情報保護の対策	施設の管理運営に当たっての個人情報保護の対策について記載する〔様式任意〕	１	７
Ⅲ－９	その他の提案	＊ 特に提案したいことを具体的に記載すること ＊ 品質マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）の取得など	１	７

Ⅳ 経営管理に関する計画

書類Ｎｏ	提出書類	主な記載内容	部数	
			正本	写し
Ⅳ－１	中長期的な経営方針	施設運営において、サービスの質の確保と経営の効率性のバランスをどのように図っていくかという観点から計画を策定する〔様式任意〕	１	７
Ⅳ－２	事業収支計画表	今後５年間の収支見込〔様式任意〕 ＊ 年度ごとに作成すること ＊ 人件費については、指定管理業務に係る人件費と自主事業に係る人件費を分けて記載すること。（賃金スライド制度において、自主事業に係る人件費は対象外のため。）	１	７
Ⅳ－３	対象人件費等計算書	賃金スライド制度の対象となる人件費について記載する。（草津市指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き（様式１））	１	７

Ⅴ その他書類

書類Ｎｏ	提出書類	主な記載内容	部数	
			正本	写し
Ⅴ－１	その他の取組み	その他、特に計画していること〔様式任意〕 ＊ 特に提案したいことを具体的に記載すること	１	７
Ⅴ－２	提出書類要約一覧	提出書類の内容（Ⅰ～Ⅳ）の内容を要約したものを提出すること〔様式任意〕	１	７
Ⅴ－３	開設スケジュール	４月１日開設までのスケジュール〔任意様式〕	１	７

Ⅵ 関連書類

書類Ｎｏ	提出書類	主な記載内容	部数	
			正本	写し
Ⅵ－１	説明会参加申込書	団体名、参加者名	－	－
Ⅵ－２	質問書	指定管理者募集要項、仕様書に関する質問	－	－

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

草 津 市 長 様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

印

電話番号

担当者名

指定管理者の指定を受けたいので、草津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１ 指定管理者として管理することを希望する公の施設

草津市立市民総合交流センターおよび草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場

２ 添付書類

Ⅰ 事業者の概要・財務状況等に関する書類

Ⅱ 現在実施している施設の運営状況等に関する書類

Ⅲ 事業運営に関する計画に関する書類

Ⅳ 経営管理に関する計画

Ⅴ その他書類

令和 年 月 日

指定管理者指定申請者連絡先

申請団体の名称			
主たる事務所の所在地			
主たる事務所 の連絡先	電話番号		
	FAX 番号		
	電子メール アドレス		
主たる事務所における 担 当 者 名 ※2		(ふりがな)	
申 請 に 係 る 連 絡 先 ※1	事務所の所在地		
	連 絡 先	電話番号	
		FAX 番号	
		電子メール アドレス	
	担 当 者 名 ※2		(ふりがな)
緊 急 連 絡 先 ※3	電 話 番 号		
	担 当 者 名 ※2		(ふりがな)

※1 申請に係る事務所が主たる事務所と同一の場合は、記入不要。

※2 担当者については、実務担当者を含め複数人記入すること（緊急連絡先を除く）。
また、ふりがなを振ること。

※3 緊急連絡先については、常時必ず連絡がとれる電話番号および担当者名を記入すること。

グ ル ー プ 構 成 員 表

グループ名

(代表となる団体)

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

電話番号

(構成員)

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

電話番号

(構成員)

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

電話番号

事業収支計画表

管理運営 1 年目

【収入の部】

単位：(円)

科目	令和 9 年度	内訳
委託料収入		
収入合計		

【支出の部】

単位：(円)

科目	令和 9 年度	内訳
人件費		
備品購入費		
印刷製本費		
消耗品費		
医薬品費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
委託料		
使用料および賃借料		
駐車場運営費		
駐輪場運営費		
その他経費		
支出合計		

事業収支計画表

管理運営 2 年目

【収入の部】

単位：(円)

科目	令和 1 0 年度	内訳
委託料収入		
収入合計		

【支出の部】

単位：(円)

科目	令和 1 0 年度	内訳
人件費		
備品購入費		
印刷製本費		
消耗品費		
医薬品費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
委託料		
使用料および賃借料		
駐車場運営費		
駐輪場運営費		
その他経費		
支出合計		

事業収支計画表

管理運営３年目

【収入の部】

単位：(円)

科目	令和１１年度	内訳
委託料収入		
収入合計		

【支出の部】

単位：(円)

科目	令和１１年度	内訳
人件費		
備品購入費		
印刷製本費		
消耗品費		
医薬品費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
委託料		
使用料および賃借料		
駐車場運営費		
駐輪場運営費		
その他経費		
支出合計		

事業収支計画表

管理運営４年目

【収入の部】

単位：(円)

科目	令和１２年度	内訳
委託料収入		
収入合計		

【支出の部】

単位：(円)

科目	令和１２年度	内訳
人件費		
備品購入費		
印刷製本費		
消耗品費		
医薬品費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
委託料		
使用料および賃借料		
駐車場運営費		
駐輪場運営費		
その他経費		
支出合計		

事業収支計画表

管理運営 5 年目

【収入の部】

単位：(円)

科目	令和 1 3 年度	内訳
委託料収入		
収入合計		

【支出の部】

単位：(円)

科目	令和 1 3 年度	内訳
人件費		
備品購入費		
印刷製本費		
消耗品費		
医薬品費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
委託料		
使用料および賃借料		
駐車場運営費		
駐輪場運営費		
その他経費		
支出合計		

[任意様式のものについては下記にしたがって記載してください]

提出書類（資料）様式

(書類Noを記入)	(項目名＝提出書類)	}	明朝体 12ポイント
(例) III-1	(例) 事業計画		
(1) 中見出し	}	明朝体 10.5～11ポイント	
① 小見出し			
(2)	}		
①			

説 明 会 参 加 申 込 書

(宛先)

草津市長

申請者 所在地
 団体名
 担当者氏名
 連絡先（電話）

草津市立市民総合交流センターおよび草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場の指定管理者募集要項に関する説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

団 体 名	
参加者氏名	

※この申込書は、令和８年７月２８日（火）正午までに郵送もしくはFAX・E-mailでお申し込みください。

令和 年 月 日

質 問 書

(宛先)
草津市長申請者 所在地
団体名
担当者氏名
連絡先（電話）

草津市立市民総合交流センターおよび草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場の指定
管理者募集要項・仕様書について、下記のとおり質問事項を提出します。

【質問内容】

項目	募集要項・仕様書_____ページ_____の_____について
内容	

※質問事項は、本様式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。

令和8年8月7日（金）午後4時45分までに提出してください。

令和8年9月8日開催 草津市文教施設・産業振興施設指定管理者選定評価委員会 プレゼンテーション実施要領

事業者における応募に係るプレゼンテーションについて

1 プレゼンテーションの方法について

プレゼンテーションの方法については、各事業者の判断によるものとします。

提案書のほか、資料をスクリーンに映してのプレゼンテーションも可とします。

なお、プレゼンテーション実施時に別途資料を配布する場合は、実施日時の3日前までに提出してください。

2 発表時間および発表者数について

発表時間は15分（準備・片付け除く）を基本とし、発表者（補助者等含む）は5人以内とします。

3 質疑応答について

発表後、質疑応答を30分程度行います。委員からの質問への回答をお願いします。

4 パソコン等の使用について

発表において、パソコンを使用する場合は、市のWEB会議パソコンを申請者が操作してプレゼンテーションを実施します。よって、事業者の持ち込みパソコンは使用できません。

5 傍聴について

当委員会は、原則公開※としますが、審査・採決については、委員の率直な意見の交換または意思決定の中立性を確保するため、非公開とします。

※事業者によるプレゼンテーションおよび質疑を公開します。

※なお、申請書類（プレゼンテーション時に使用する資料を除く。）については、事業者のノウハウや個人情報が含まれるため、傍聴者の閲覧は不可とさせていただきます。

※指定議決後は、申請書の一部を市ホームページに公開します。

6 その他

発表者は事務局が指定する控室で事務局職員が呼びに行くまで待機していただきます。

発表の順は原則、申請受付の遅い順となります。（応募状況に応じて変更する場合有り）

【令和 8 年度】

No.	グループ名	分類（キラリエ）
1	草津市ボーイスカウト協議会	子ども・青少年の健全育成
2	草津支部 保護司会	防犯・地域安全
3	草津平和委員会	人権擁護・平和推進
4	草津 Y クラブ	子ども・青少年の健全育成
5	大路囲碁クラブ	学術・文化・芸術・スポーツ
6	生命の貯蓄体操	その他
7	草津能面打ち同好会	学術・文化・芸術・スポーツ
8	いのちとからだの学び会滋賀 HAL サークル	子ども・青少年の健全育成
9	日本民謡八祥会 草津教室	学術・文化・芸術・スポーツ
10	スマイル	学術・文化・芸術・スポーツ
11	ザ・セブン	学術・文化・芸術・スポーツ
12	草津吹矢同好会	学術・文化・芸術・スポーツ
13	たけのこ	学術・文化・芸術・スポーツ
14	ダンスサークル Ray	学術・文化・芸術・スポーツ
15	草津クワイア	学術・文化・芸術・スポーツ
16	青春歌声しゃぼん玉	学術・文化・芸術・スポーツ
17	子育て英語広場 Teddy Bear	子ども・青少年の健全育成
18	フリーク	学術・文化・芸術・スポーツ
19	特定非営利活動法人 琵琶湖ネット草津	環境保全
20	自主学习グループ レインボー	男女共同参画社会の推進
21	特定非営利活動法人 しが NPO センター	市民活動支援
22	つむぎ会	学術・文化・芸術・スポーツ
23	特定非営利活動法人くさつ未来プロジェクト	子ども・青少年の健全育成
24	草津市国際交流協会	国際協力・国際交流
25	Code for Kusatsu	まちづくり
26	花架拳	学術・文化・芸術・スポーツ
27	ブルーデイジー	学術・文化・芸術・スポーツ
28	ひまわり健康体操クラブ	学術・文化・芸術・スポーツ
29	養生気功の会	学術・文化・芸術・スポーツ
30	音と花と人と	保健・医療・福祉
31	待（マツ）コミュニケーション	学術・文化・芸術・スポーツ

32	草津モラロジー事務所	社会教育
33	ミュージックセラピー・オンタイム	学術・文化・芸術・スポーツ
34	年金者組合	保健・医療・福祉
35	游糸会（三味線を楽しむ会）	学術・文化・芸術・スポーツ
36	響友会（書画を楽しむ会）	学術・文化・芸術・スポーツ
37	一般社団法人 滋賀県ろうあ協会	社会教育
38	エスポワール	その他
39	近江歴史回廊倶楽部	学術・文化・芸術・スポーツ
40	音羽菊女治会	子ども・青少年の健全育成
41	オリーブ	国際協力・国際交流
42	草津市更生保護女性会	防犯・地域安全
43	草津市災害ボランティアコーディネーター会	災害防止・災害救援
44	草津市 BBS 会	子ども・青少年の健全育成
45	草津市ボランティア連絡協議会	保健・医療・福祉
46	草津塾	環境保全
47	草津手話サークルつばさ	その他
48	草津要約筆記サークル ぴーなつ	保健・医療・福祉
49	特定非営利活動法人くさつ健・交クラブ	保健・医療・福祉
50	特定非営利活動法人レイカディアえにしの会	環境保全
51	脳トレサロン	国際協力・国際交流
52	よしの風音 325	学術・文化・芸術・スポーツ
53	くさつ笑いヨガ	保健・医療・福祉
54	混声合唱団 草津カンタービレ	学術・文化・芸術・スポーツ
55	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん	男女共同参画社会の推進
56	特定非営利活動法人ディフェンス	保健・医療・福祉
57	草津おみやげラボ	まちづくり
58	福ふくゼミナール	学術・文化・芸術・スポーツ
59	びわこみみの会	保健・医療・福祉
60	草津市学童軟式野球連盟	子ども・青少年の健全育成
61	びわちゅーぶ	子ども・青少年の健全育成
62	寛裕塾	保健・医療・福祉
63	NPO 法人 草津手をつなぐ育成会	保健・医療・福祉
64	Potential	環境保全
65	滋賀県介護支援専門員連絡協議会	保健・医療・福祉
66	湖南ギターアンサンブル	学術・文化・芸術・スポーツ

67	HEART Global 滋賀サポーターズ	国際協力・国際交流
68	近江郵趣会	学術・文化・芸術・スポーツ
69	環境ボランティア 草津湖岸コハクチョウを愛する会	環境保全
70	特定非営利活動法人 宅老所 心	保健・医療・福祉
71	びわこてらこや	子ども・青少年の健全育成
72	VG. フリーダム	まちづくり
73	健美操を楽しむ会	保健・医療・福祉
74	まちのコミュニティハブ ツナグ	その他
75	レイカディア大学同窓会	環境保全
76	草津市スポーツウエルネス吹矢協会	学術・文化・芸術・スポーツ
77	い香か-ikoka-	子ども・青少年の健全育成
78	ちんどんや こうあん一座	学術・文化・芸術・スポーツ
79	MI0 びわこ滋賀 U-15	学術・文化・芸術・スポーツ
80	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	子ども・青少年の健全育成
81	網膜色素変性症協会	保健・医療・福祉
82	明るい不登校	子ども・青少年の健全育成
83	ヨガで 363 (スリムさん)	学術・文化・芸術・スポーツ
84	お針子の部屋	学術・文化・芸術・スポーツ
85	よもとカフェ	子ども・青少年の健全育成
86	一般社団法人 環境文化フォーラム	市民活動支援
87	子どもとやってみよう！心を知って&コミュニケーションを楽しもう！	子ども・青少年の健全育成
88	草津市聴覚障害者協会	その他
89	おうみ×ツーリズム (Omi cross Tourism)	観光・産業振興
90	香こち-kokochi-	子ども・青少年の健全育成
91	特定非営利活動法人まちづくりスポット大津	市民活動支援
92	ボーンズ	学術・文化・芸術・スポーツ
93	OREGANO	社会教育
94	お祭り盛りあげ隊 Keep Smiling	学術・文化・芸術・スポーツ
95	とびら文庫	学術・文化・芸術・スポーツ
96	Atelier ひまわり	保健・医療・福祉

キラリエ草津

～人がきらりと輝くエリア～

キラキラと輝く人々を、つなぐ(フランス語でリエゾン)場となるようお願いを込めて、キラリエ草津という愛称になりました。

基本テーマ

人々の出会いを織りなす交流機能

未来へつなぐ地域力創造発信機能

人と環境に優しい都市機能

施設の特徴

コミュニティ活動やイベントなどで施設が使えるす！

12人～270人で使える大小の会議室が20カ所！

壁面に鏡がありダンスなどで利用できる会議室や連音に配慮した会議室も！

8畳2間の和室や調理台5台を備えた調理室もあります！

5階 調理室

6階 大会議室

102 会議室

4階 和室

自動車駐車場

自動車	
駐車可能台数	164台
使用時間	24H(入出庫は、8:00～22:00)
使用料	日中(8:00～22:00) 100円/30分
	夜間(22:00～8:00) 100円/60分
最大料金	2,400円(最大24時間)

市の施設を使用される場合は、駐車開始から4時間(ココルひろばは2時間)まで無料です。

自転車・バイク駐輪場

自転車		バイク	
駐車可能台数	92台	15台	
使用時間	24H	24H	
使用料	4時間まで無料 以降1日1回 200円	4時間まで無料 以降1日1回 400円	

市民総合交流センター

■所在地
〒525-0032
草津市大Route二丁目1番35号

■開館時間
午前8時30分～午後9時00分

■貸会議室
午前9時00分～午後9時00分

■休館日
12月29日～1月3日

■連絡先
077-561-7700

■案内図

男女共同参画センター

■開館時間
午前8時30分～午後5時15分

■休館日
第2、4土・日曜日、祝日

■連絡先
077-565-1550

ココルひろば

■開館時間
午前9時00分～午後5時00分

■休館日
火曜日

■連絡先
077-562-5596

人権センター

■開館時間
午前8時30分～午後5時15分

■休館日
日曜日、祝日

■連絡先
077-563-1177

少年センター

■開館時間
午前8時30分～午後5時15分

■休館日
土・日曜日、祝日

■連絡先
077-562-6561

37

市民総合交流センター ってどんなところ？

市民総合交流センターは、既存公共施設などを集約し、新たに子育て機能や市民交流のための機能などを備えた施設です。

市民と行政が互いに協働することで社会的、公益的なまちづくり活動を推進します。

そして、各入居者が相互に連携することにより多様な市民活動の展開を支援していきます。



三世代でできたくなる遊びの場

気軽に立ち寄り、子育てで家庭同士の交流や相談ができる場です。
子育てを支援します。



市民活動のつながりを深める場

キラリエ草津が身近で親しみやすく、市民公益活動団体が活動しやすい環境を整備するため、「キラリエサポーター制度※」を運用します。

他の活動団体やセンター入居者と連携しながら、活動の輪を広げていきましょう。

※制度の詳細については、まちづくり協議会までお問い合わせください。

フロアマップ



予約申請期間

使用日の6月前の日から前日まで
(大会議室は使用日の12日前の日から前日まで)

予約方法

窓口、インターネットから(※使用料の支払いは窓口にて)

使用料の滞付

使用日の3か月前の日まで
使用日の3か月前の日の翌日から7日前の日まで...7割相当額

会議室料金

区分	施設 定員 (名)	面積 (平米)	料金 (円)		
			午前	午後	夜間
101	12	24.0	600	700	800
102	30	64.8	1,800	2,000	2,300
201	9	16.3	400	500	600
202	12	24.4	700	800	900
203	12	27.6	700	900	1,000
204	12	27.6	700	900	1,000
205	24	44.3	1,200	1,400	1,600
301	18	36.5	1,000	1,100	1,300
302	18	34.6	900	1,100	1,200
303	42	116.8	3,200	3,600	4,100
401	63	110.9	3,000	3,400	3,900
402	63	110.9	3,000	3,400	3,900
403	18	36.6	1,000	1,100	1,300
和室	24	63.9	1,700	2,000	2,200
501	63	111.5	3,000	3,400	3,900
502	63	99.0	2,700	3,100	3,500
503	63	116.8	3,200	3,600	4,100
504	12	26.3	700	800	900
大会議室	18	67.9	1,800	2,100	2,400
大会議室	270	414.3	11,200	12,800	14,600

★時間区分...午前《9時～12時30分》、午後《13時～17時》、
夜間《17時30分～21時》

※当施設の利用料金は10割、入居料またはこれに類するものを徴収する場合は5割(入居料またはこれに類するものが1,000円以下の場合)は3割、使用者の住所が市外の場合は5割を加算します。

施設利用の詳細については

こちらからアクセスできます →



【令和 6 年度】

多様性を受け入れる・住みやすいまち

キラリエ マツリ

2024
7/6 (土)
10:00 - 15:00

雨天開催

草津市立市民総合交流センター
「キラリエ草津」

市民総合交流センター「キラリエ草津」は
2021年5月にオープンした、子育てや市民交流
のための機能を備えた複合施設です。

ー 草津市 市制施行 70 周年記念事業 ー

「車いすバスケットボールの紹介とデモンストレーション」



- ・竹内美奈子さんと LAKE SHIGA BBC 前野奨監督との対談
- ・デモンストレーションと体験会

会場)「キラリエ草津」1F プロムナード
時間) 10:00 - 12:00
※ 開催状況によりイベント内容が変更される場合があります。

竹内美奈子さん

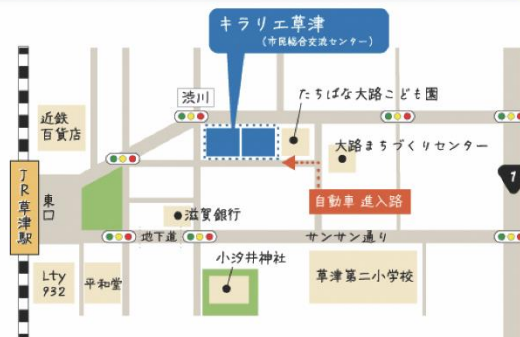
- ・草津市出身
- ・日本車いすバスケットボール連盟副会長
- ・日本バスケットボール協会理事




キラリエマツリ

- ・ボランティアマルシェ
- ・キッチンカー販売
- ・マルシェ・親子でおもちゃづくり
- ・ワークショップや展示
- ・ひととまちの未来をつくるカレッジ
- ・キラリエサポーター活動紹介 など

他にも
楽しいイベント
いっぱい♪

問い合わせ先：(公財) 草津市コミュニティ事業団

草津市大路2-1-35キラリエ草津5F
電話：077-565-0477
メール：com-com@mx.biwa.ne.jp

会場へのアクセス：JR草津駅東口より徒歩5分

キラリエ草津の駐車場は混雑が予想されますので
公共交通機関のご利用をお願いします。

主 催：キラリエ草津運営共同事業体 / 共 催：草津市
事務局：(公財) 草津市コミュニティ事業団 / プロデュース：合同会社コミニタス

プロムナード	
10:00~10:10	オープニングセレモニー ・草津歌劇団オープニングダンス ・草津市長 あいさつ
10:10~12:00	70周年記念企画 ・車椅子バス体験&デモンストレーション ・竹内美奈子さんと LAKE SHIGA BBC 前野奨監督との対談
13:00~14:00	ひととまちの未来をつくるカレッジ2024 第1回 ・sign! sing!! smile!!! ~手話と歌で笑顔になろう~ ・講師:yokkoさん
14:00~14:30	「草津歌劇団」による草津をテーマにしたダンス&ソング!!
14:45~15:00	エンディングセレモニー ・キャラクター勢揃い! ・マツリのエンディングセレモニー

総合司会

GINLALA

(ぎんらら | 音楽ユニット)

「えふえむ草津78」

水曜日を担当



プロムナードに
キッチンカーが来るよ!

・吉野家
から揚げ
・たい焼き

野菜の摂取量がわかる
ベジチェックなど

フレンドマート草津大路店と
人とらのサポートセンター コラボ企画

6F

大会 農 室

10:00
12:00

「マザーレイクゴールズ」って何だろう?
滋賀県版SDGsであるマザーレイクゴールズについてみんなで考えよう!

一般社団法人環境文化フォーラム

13:00
15:00

「ダンスサークルRay」・「くさつ笑いヨガ」コラボ企画 /
フォークダンスで明るく健康に!
皆さんよくご存じの曲と一緒に踊りましょう!

笑って日頃のストレスを解消しましょう!
心と身体が元気になる体操を体験しましょう!

5F

パネル等の展示 草津市ボランティア連絡協議会・NPO法人 琵琶湖ネット草津
共用スペース 草津市災害ボランティアコーディネーター会・草津Yクラブ・草津塾

501

10:00
15:00

女性のチャレンジ応援塾「輝☆業塾」
入塾相談ブース・活動紹介パネル展示

男女共同参画センター&くさつ☆パールプロジェクトチーム

502

10:00
15:00

歌って踊って作って遊ぼう!!
「くさつ未来プロジェクト」育児サークル&HOPEわくわく体験

くさつ未来プロジェクト

503

10:00
12:00

小学生の作品販売 & 香り袋作り
フリースクール「いこか」の子ども達の作品販売・ワークショップ

い香か - ikoka -

13:30
15:00

ハガキに筆ペンなどで書や絵を楽しむ
ハガキに季節のこぼれ、絵を書いて心を伝えよう!

書友会

10:00
15:00

ハートグローバルって知ってる?
活動紹介の展示・スライムづくり

HEART Global 滋賀サポーターズ

504

10:00
12:00

♪英語のおうたで遊ぼう!!
外国人の先生と一緒に英語のお歌を歌ったリゲーム体験をしよう!

子育て英語広場Teddy Bear

協働ひろば

10:00
12:00

ほっと一息 あい・ふらっとサロン
女性のサロンとレジックワークSHOP(※数に限りがあります)

男女共同参画センターあい・ふらっと

10:00
15:00

グラレコ講座・防災クイズ・オリジナルシール作り
グラレコ講座と楽しいワークショップを開催!!

Code for Kusatsu

4F

401/402/403 / くさつ健康ステーション

10:00
15:00

ボランティアマルシェ
手話や点字の体験・バレーン・缶バッチ・魚釣り・七夕飾り など

ふくちゃん

(協) 草津市社会福祉協議会

和 室

10:00
15:00

日本舞踊の世界へようこそ!
大人も子供も!基本の作法や舞にチャレンジ!

音羽菊治会

会場内どこで会えるかな?

ちんどんや
「こゝろあん」座
も来るよ!

みんなで楽しむ伝統芸能!
「待宵」
「待宵」すたれ
がでの演奏
江州音頭

人気キャラクターも大集合!

草津市コミュニティ事業団
マツチくん

カルビー
かつぱえび君

草津市 たび丸

平和堂
ぽとっぴー

(協) 草津市社会福祉協議会
ふくちゃん

3F

共用スペース 少年センター (活動紹介の展示)

301

10:00
15:00

話し方教室(人を動かす話し方)・読書会
聞く話すを学ぶと話すことが楽しくなる

福ふくゼミナール

302

10:00
12:00

自立神経安定効果の生命の貯蓄体操
無理しないでの体のゆがみを整える

生命の貯蓄体操

13:00
15:00

しゃべり場と健康マージャン
しゃべって心と身体をリフレッシュ

くさつ男女共同参画市民会議いへぶん

303

10:00
12:00

皆で歌おう、昭和ソング!!
懐かしい昭和ソングを皆で楽しもう!

青春歌声しゃぼん玉

13:00
15:00

はア~!みんな集まれ!日本民謡だ!
日本民謡をみんなで楽しもう!

日本民謡八祥会 草津教室

2F

202

10:00
15:00

近江趣楽会のコレクト作品展示会
会員のコレクション作品の展示

近江趣楽会

203

10:00
12:00

あなたも「お好きな能面」を作りませんか?
だれでも「能面」が打てる!製作教室&年間活動計画

草津能面打ち同好会

13:00
15:00

不登校、保護者のお話会
学校や園に行きづらいお子さんの保護者のための会を体験

明るい不登校

204

10:00
15:00

スマホを上手に使いませんか?
スマホの色々な使い方教室

よるこび塾

205 / 共用スペース

10:00
15:00

絵本ひろば & 読み聞かせ
ミニ図書館と活動展示

ココクル♡ひろば

1F

共用スペース 総合受付

102

10:00
11:30

子供達に夢を! 心にひびく朗読
「夕鶴」サーカスのおおかみ」を全員で朗読します

朗読サークルひだまりの会

11:30
12:30

心と身体が元気になる笑いの体操
笑って日頃のストレスを解消しよう!

くさつ笑いヨガ

12:30
14:00

健康体操
リズムに乗って楽しみましょう!

たけのこ

14:00
15:00

東洋医学を元に心身を元気にする
養生気功を用いて健康寿命を延ばす体験会

養生気功の会

商 工 会 議 所 会 議 室

10:00
15:00

キラリエマルシェ 美容と健康特集
夏の暑さに負けない美と健康を手に入れよう!

草津商工会議所

【令和7年度】



The poster for KirariE Matsuri 2025 features a vibrant blue background with colorful fireworks and a rainbow. At the top left, a circular inset shows three mascots (a bee, a green character, and a blue character) in a park setting. At the top right, a circular inset shows a modern building. The central text is framed by a green rainbow arc. A yellow banner at the bottom contains the venue information. A QR code is located in the lower center, and a food truck illustration is in the bottom right.

大人気
キャラクター
大集合！

みんなおいでよ！ みんなで楽しもう！

笑顔あふれる
KirariE

キラリエ マツリ

6.14^土
10:00 ~ 15:00

雨天
決行

市民総合交流センター
キラリエ草津

楽しいイベントいっぱい！

めっちゃ楽しい！
ワークショップ
何を買おうかな？ワクワク！
マルシェ
新しい発見いっぱい！
展示

イベント詳細はコチラ



<https://x.gd/PXegt>

キッチンカー
来るよ！

会 場	JR「草津」駅 / 東口から徒歩約5分 市民総合交流センター キラリエ草津	問合せ先	(公財) 草津市コミュニティ事業団 電話：077-565-0477 メール：com-com@mx.biwa.ne.jp
-----	---	------	---

*ご来場は「公共交通機関」をご利用ください。

主 催：キラリエ草津運営共同事業体 / 共 催：草津市 / 運 営：(公財) 草津市コミュニティ事業団 / プロデュース：合同会社コミニタス

プロムナード

ベジチェック!
野菜マシマシ
大作戦
色んなチェックが受けられるよ!
ベジチェック、体組成測定
血圧測定、電力測定
【大勢】
フレンドマート
人とくらしのサポートセンター
健康福祉課

キッチンカー
たい焼き
から揚げ
クレープ
チョコレート
【お菓子がほしい方】
【いっしょに】
【CREAT】
【ROYCE】

お魚解体セール
フレンドマート草津大路店
店舗のお魚コーナーにて開催!
開催時間
①11時～ ②14時～
※2000円以上で

キャラクターに会えるよ!



1F

キラリエ マルシェ

多目的室
草津商工会議所
10:00-14:00

～美容と健康特集～

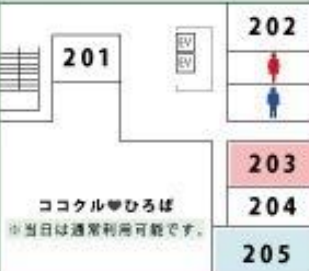
夏前の自分磨きに、男女共に楽しめる大人気の体験型マルシェ!
姿勢改善・体組成の分析・パーソナルトレーニングなど、身体
の調子を整えるプログラムに加え、エステ・脱毛など、美容に特化
したメニューを体験できます。

102	10:00-12:00	体験	生命の貯蓄体操
	12:00-13:00	体験	ダンスサークルRay
	13:00-14:00	体験	たけのこ
	14:00-15:00	体験	養生気功の会

203 10:00-12:00 実演 能面打ち同好会

205 10:00-14:00 イベント ココクル♡ひろば

2F



エレベーター 前	10:00-12:00	緑日	・こども緑日 ・休憩スペース
302	13:00-15:00	イベント	くさつ男女参画市民会議い〜ぶん
人権 センター	10:00-15:00	映画上映 展示	人権センター

3F



4F

ボランティア マルシェ

草津市社会福祉協議会
10:00-15:00



ボランティアマルシェ
手話・点字・車いす体験や組紐・太鼓
缶バッジづくりなど楽しみながら福祉に
触れられるイベント

スタンプラリーでお菓子をゲット!

- ・草津手話サークルつばさ
- ・草津市グループ「あゆみ会」
- ・くさつ笑い王ガ
- ・やわらぎ塾 & えんめうの都
- ・近江東立むれやま荘
- ・ふもとカフェ
- ・YG フリーダム

どんな団体さんが参加しているのか
「プロムナードステージ」で紹介します。お楽しみに!

5F



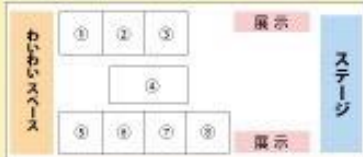
501	10:00-12:00	イベント	くさつ未来プロジェクト
	13:00-15:00	実演	・待コミュニケーション ・青春歌声しゃぼん玉
調理室	10:00-12:00	体験 販売	学生ボランティア わた菓子づくり体験・販売

502 503	10:00-15:00	【男女共同参画センター】 男女共同参画センター くさつハビルプロジェクトプレゼンツ ・輝★業 マルシェ 「女性のチャレンジ応援」を奨励された方々(女性起業家) によるマルシェ ・輝★業 相談ブース	
	10:00-12:00	物販 体験	い香か-ikoka-
	10:00-15:00	マルシェ	くさつ未来プロジェクト
	10:00-15:00	体験	子どもとやってみよう!

504	10:00-15:00	おむつ替えルーム	
協働 ひろば	10:00-15:00	展示	あい・ふらっと 図書コーナー
	10:00-15:00	体験	子育て英語広場 TeddyBear
	10:00-15:00	飲食スペース	

6F

大会議室



- ① 展示・体験 草津市コミュニティ事業団
- ② 展示・体験 草津市里親会
- ③ 展示 よろこび塾
- ④ マルシェ まちのコミュニティハブツナグ
- ⑤ 展示 HEART Global 送迎サポーターズ
- ⑥ 展示 近江歴史回廊倶楽部
- ⑦ 展示 お針子のへや & つむぎ会
- ⑧ 展示 くさつ未来プロジェクト

- 展示**
- ・特定非営利活動法人 琵琶湖ネット草津
 - ・草津Yクラブ
 - ・草津災害ボランティアコーディネーター会
 - ・草津市ボランティア連絡協議会

10:00-10:30	待コミュニケーション
10:30-11:00	くさつ未来プロジェクト
11:00-11:30	ちんどんや こうあん一座
11:30-12:00	よしの風音 325
12:00-12:30	青春歌声しゃぼん玉
12:30-14:00	日本民謡八祥会 / 菅羽菊女治会 / 遊糸会
14:00-14:15	花架拳
14:15-14:45	ダンスサークルRay

内容は予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。